

# 復興小公園事業の東京市における計画経緯 — 区への照会を題材として —

中川 恵<sup>1</sup>・中井 祐<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 学生会員 東京大学大学院 工学系研究科社会基盤学専攻 (〒113-8656 東京都文京区本郷七丁目 3-1)

E-mail: kei.nakagawa923@gmail.com

<sup>2</sup> 正会員 東京大学大学院教授 工学系研究科社会基盤学専攻 (〒113-8656 東京都文京区本郷七丁目 3-1)

E-mail: yu@civil.t.u-tokyo.ac.jp

本研究は、関東大震災後の帝都復興事業における小公園計画の立案経緯の中で、特にこれまで不明であった東京市による具体的な計画経緯の一部を公文書により実証的に明らかにするものである。東京市から各区に対して出された2度の照会文書から、東京市が計画策定にあたって行った具体的な調査の方法と内容を明らかにし、その成果が一部告示案につながったことを示唆した。

**Key Words:** small urban parks, planning process, Tokyo Reconstruction Project, the Great Kanto Earthquake, history

## 1. はじめに

### (1) 背景・目的

帝都復興事業のうち小公園事業は東京市の事業だが、東京市による計画・設計の経緯についてはあまり明らかでない。既往研究では発災直後～第47議会頃までの復興院(国)での議論と、告示に向け具体的な公園名が出そろった段階での東京市での動きに焦点が当てられている。発災後～具体的な公園名が出そろうまでの期間については、大正13年1～3月ごろの東京市では小公園の計画内容について議論していたものの、土地区画整理によって用地を取得するという事業手法については議論していなかった可能性が指摘されている(中川ら, 2020<sup>1)</sup>)。しかし、東京市でどのような議論過程を経て計画が成立したかは依然として不明な点が多い。

そこで本稿では、帝都復興小公園事業について、東京市での計画立案過程の実態の一端を明らかにする。対象期間を発災後～小公園計画告示に至るまでとし東京都公文書館所蔵の公文書をあたったところ、この時期に東京市が市内15区宛に小公園に関する照会をかけていたことが判明した。この照会史料を用い、東京市が復興小公園位置を選定した過程の一部を実証的に明らかにする。

### (2) 手法

本研究は文献調査による。

使用する史料は「公■一、一二三號 小公園設置ニ関スル照会」とその関連史料一式<sup>注1)</sup>、「公發九二號 焼失小學校隣接小公園ニ関スル件」とその関連史料一式<sup>注2)</sup>である。各史料は、東京市が各区に対して行った小公園設置候補地を聞き取る照会の案文と各区からの回答および関連する要望書の類からなる(表-1)。

また、小公園の告示案を示す史料として「大東京三千分一地形図 区画整理明細地図」<sup>注3)</sup>、換地位置決定図<sup>注4)注5)注6)注7)</sup>を使用し、照会の回答に記された候補地と告示案、換地計画との位置関係を整理する。

なお本稿中史料引用時は、原則として旧字を含めて原文ママの表記を用いるが、フォントの存在しないものは新字で記載する。また、判読できない文字は■で表す。

## 2. 照会の整理

### (1) 大正十二年十一月の照会(1回目)

大正十二年十一月十日(以下、本文中では年月日をT12.11.10のように記載する)に、東京市から東京市15区の各区長に宛てて「公■一、一二三號 小公園設置ニ関スル照会」が出されている(以下「照会(1回目)」とする。)(図-1)。記載内容は次のとおり。

表-1 使用史料

「小公園設置ニ関スル照会」構成史料			
文書番号	文書名	施行日	概要
庶收第一五三五號	小公園設置ニ關スル件	T13. 1. 10	小石川区の回答
■庶收■一三二三■	小公園設置ニ關スル件	T12. 12. 27	浅草区の回答
庶■三六二■	小公園設置ニ關スル件回答	T12. 12. 20	本郷区の回答
庶收第八七六號	小公園設置ニ關スル件回答	T12. 11. 17	麻布区の回答
庶收第五三三號	小公園設置ニ關スル件回答	T12. 11. 17	本所区の回答
庶甲發第四六二七號	小公園設置ニ關スル件	T12. 11. 19	下谷区の回答
庶■第四五號	小公園設置ニ關スル件回答	T12. 11. 19	芝区の回答
庶非第二一三六號ノ二	小公園設置ニ關スル件回答	T12. 11. 13	牛込区の回答
公■一、一二三號	案 小公園設置ニ關スル件照会	T12. 11. 10	東京市から各区長宛の照会
「焼失小學校隣接小公園ニ關スル件」構成史料			
文書番号	文書名	施行日	概要
公発九二號ノ一	案 焼失小學校隣接小公園ニ關スル件	T13. 2. 18	東京市から11区長への照会
—	小學校附設小公園ニ關スル件回答	T13. 4. 11	日本橋区の回答 (2回目)
庶■第三五五號	焼失小學校隣接小公園ニ關スル件	T13. 3. 31	下谷区の回答 (2回目)
庶學收第八二〇號	焼失小學校隣接小公園ニ關スル件回答	T13. 3. 13	神田区の回答
庶收第九七八號	焼失小學校隣接小公園ニ關スル件	T13. 3. 15	本所区の回答
庶■發第二七七號	焼失小學校隣接小公園ニ關スル件	T13. 3. 11	下谷区の回答 (1回目)
淺■收甲第二二七號	焼失小學校隣接小公園ニ關スル件回答	T13. 3. ■	浅草区の回答
庶收第一〇六〇號ノ一	小學校隣接小公園ニ關スル件回答	T13. 2. 29	日本橋区の回答 (1回目)
庶學發第二〇〇號	小學校小學校隣接小公園ニ關スル件	T13. 2. 25	本郷区の回答
—	—	T13. 2. 12	本郷区長から東京市公園課長への小學校接続地の児童遊園・校地利用を申請、陳情
庶學第四二號	—	T13. 1. 17	本郷区長から東京市長への小學校接続地の児童遊園・校地としての買収・編入を詮議
■■收第一一七九號ノ二	焼失小學校隣接小公園ニ關スル件報告	T13. ■. 23	深川区の回答
學收第三一五號ノ二	焼失小學校隣接小公園ニ關スル件報告	T13. 2. 23	芝区の回答
公發九二號ノ二	案 焼失小學校隣接小公園ニ關スル件回答	T13. 2. 22	本所区からの照会に対する東京市の回答
庶■第一三四號	焼失小學校隣接小公園ニ關スル件ニ付照會	T13. 2. 21	本所区から東京市助役への小公園面積に関する詮議、照会
淺庶收甲第二二七號	焼失小學校隣接小公園ニ關スル件	T12. 2. 21	浅草区の回答
公發第九二號	焼失小學校隣接小公園ニ關スル件	T13. 2. 18	東京市助役から赤坂区長への照会原文、他区への誤送が返送されたもの
庶發第九五号	公園新設申請之件	T13. 2. 4	京橋区長から東京市長に対する小學校接続地小公園新設の申請

※各文書の記載順は簿冊集録順。

甲乙丙ノ別 丙  
 番號 公■一、一二三號  
 判決 十二年十一月十日  
 施行 年十一月十日  
 提案 年 月 日  
 完結 年 月 日  
 保存種目  
 淨寫 榎本 校令 久田 榎本 主任 ■山  
 公■課長 印 公■■■

助役  
 市長  
 案  
 年 月 日 助役  
 各区長宛  
 小公園設置ニ關スル件照会  
 貴所管内ニ於テ児童ノ本位トスル小公園設置ニ  
 上必要  
 適當ナル土地有之候ヘハ此際復興計画中ニ編入  
 ■■■  
 ノ手續致度候ニ付左記事項至急御報告

相成度候也

記

- 一 所在
- 二 地目
- 三 坪数
- 四 官、市、民有ノ別
- 五 地型ノ大要

以上

この照会に対して、各区からの回答があがっている。  
記載内容を整理し、表-2に示した。

(2)大正十三年二月の照会 (2回目)

TI3.2.18 に、東京市から東京市 15 区中一部の区長に宛てて「公發九二號 焼失小學校隣接小公園ニ関スル件」

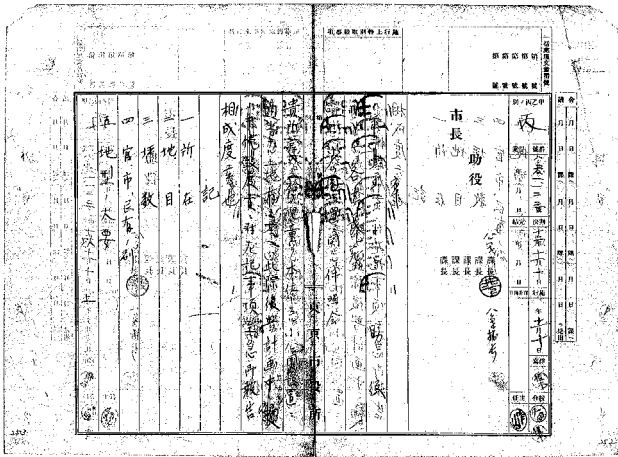


図-1 「小公園設置ニ関スル照会」史料

表-2 「小公園設置ニ関スル照会」の回答

区	返答	候補地数	候補地	所在 (地目/坪数/所有)
1 麹町				
2 神田				
3 日本橋				
4 京橋				
5 芝	○	4	芝浦埋立地第三號 (空地/400/民), 三田綱町2番地 (宅地/150/民), 白金三光町470-472番地 (宅地/2000/民), 高輪車町 (寺地/4000/官)	
6 麻布	○	8	麻布区北日ヶ窪町43番地 (宅地/336/民), 麻布区 (番地略) (宅地/2951/民), 麻布区竹谷町 (番地略) (宅地/20117/民), 麻布区竹谷町 (番地略) (宅地/5169/民), 麻布区盛岡町 (番地略) (山林、畑、池/45331/官家所有地), 麻布区霞町 (番地略) (宅地/民), 麻布区本村町 (番地略) (宅地/7361/民), 麻布区市兵衛町一丁目2番地 (宅地/1600/官)	
7 赤坂				
8 四谷				
9 牛込	○	3	原町三丁目89番地 (陸軍士官學校練兵場/218/官), 榎町13番地 (墓地/400/市), 矢来町7-1 (墓地/1120/私)	
10 小石川	○	11	丸山町22番地より28番地 (山林/10000/民), 表町103番地 (寺院境内/50/官), 西青柳町14番地 (宅地/800/私), 表町 (墓地/200/官), 大和町1番地 (神社境内/550/官), 白山御殿町 (植物園/1000/官), 祝賀町 (宅地/180/民), 原町12番地 (宅地/100/私), 中富坂町 (宅地/1000/私), 関口駒井町4番地 (寺院境内/1000/官), 関口臺町28番地 (寺院境内/400/官)	
11 本郷	○	7	(湯島公園の拡張), 元町一丁目。(根津神社境内), (富士神社境内), 上富士前, 千駄木林町30番地 (空地), (第一高等学校移轉ノ場合の其■地)	
12 下谷	○	3	下谷區竹町 (市), 下谷區入谷町387 (900/官), 下谷區竜泉寺町376 (4000/民)	
13 浅草	○	1	浅草區山谷町89番地 (神社境内/105)	
14 本所	○	10	千歳町 (宅地/500/民), 柳原町三丁目 (宅地/500/民), 太平町一丁目 (境内地/1000/官), 柳島町 (境内地/3000/官), 若宮町 (境内地/200/民), 向島小梅町 (宅地/2000/民), 菊川町2-50 (菊川長二丁目50) (宅地/500/民)	
15 深川				

として照会が出されている (以下「照会 (2 回目)」とする。) (図-2). 記載内容は次のとおり。

甲乙丙ノ別 丙  
 番號 公發九二號ノ一  
 判決 13年2月18日  
 施行 年二月十八日  
 淨寫 滝田 校合 印 印  
 提案 13年2月15日  
 完結 年月日  
 保存種目  
 主任 印

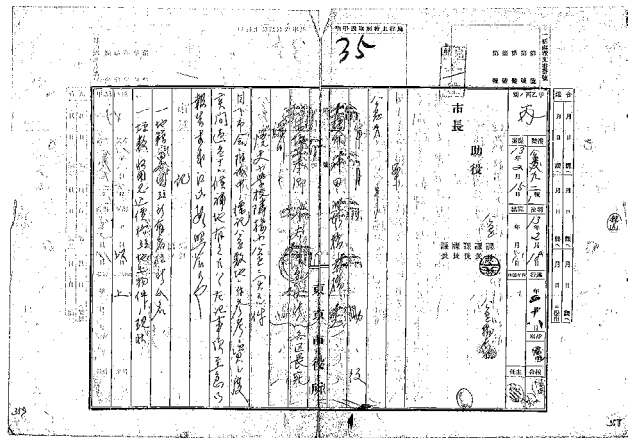


図-2 「焼失小學校隣接小公園ニ関スル件」史料

表-3 「焼失小學校隣接小公園ニ関スル件」の回答

区	返答	候補地数	候補地	対象小學校 (地籍/坪数)
1 麹町				
2 神田	○	6	西小川, 錦華, 神田, 千櫻, 橋本, 芳林	
3 日本橋	○	6	常盤 (本石町1-22/250.7, 23/164.71, 24/79.8, 25/104.3, 26/334.55), 久松 (久松町/200, 100, 65, 300, 32, 200, 91), 城東 (海屋町3/27.25, 4/69.57, 5/214.02, 6/109.53, 7/106.5, 7/22.5, 8/13.52, 8/28.6, 9/約300.00), 阪本 (坂本町40-3.4.5/389.55, 43-2/128.1, 43-3/62.12, 43-4/60.92, 43-5/55.65, 43-6/81.52, 坂本公園ノ一部/12), 日本橋高等 (塙坂町2-11~14/909), 十思 (小伝馬上町22/約1500)	
4 京橋	△	2	(京橋區金六町ノ一部及■■■■町一部/614.45), (京橋區月島東仲通三丁目四丁目ノ一部/710)	
5 芝	○	4	桜田 (芝區愛宕下町一丁目3/1706.6), 南桜 (芝區南佐久間町二丁目5/699.56, 4/682.48, 3/675.25), 桜川 (芝區■家下町四丁目5/723, 6/621.97)	
7 赤坂				
11 本郷	○	1	湯島 (本郷區湯島新花町9008/890.55, 本郷區湯島新花町100, 107/内/129)	
12 下谷	○	5	下谷高等 (入谷町143 (学校地) /960, 入谷町134/237, 131/142.4, 135/100, 136/161.25, 137/46, 金杉上町12/127.05, 13/147.62, 14/129.6, 15/132.98, 16/274.05, 17/146.32, 18/97.6, 19/101.2, 20/138.88, 83/80), 新設 (竜泉寺町249 (竜泉寺) /70.44, 250/109.8, 251/132.82, 252/80.7, 253/64.3, 254/407.84, 257/77.88, 258-1/94.95, 260/129.08, 261/158.57, 262/116.48, 263/145.85, 317/24.22, 314/111.35, 326/71.19, 327/64.87, 328/96.84, 329/211.99), 山伏 (山伏町30 (学校地) /770.85, 31/104.5, 32/195.65, 33/191.84, 34/136.15, 35/164.42, 36/168.02, 37/303.87, 38/125.77, 29/192.66), 西町 (南橋町60/926.01, 61/648.5, 62/616.02, 63/258.23, 64/821.96, 66/522.21), 東盛 (金杉下町68-1/544.05, 68-2/230.95, 69/302.5, 70/50.75, 78/47.96, 79/83.67, 80/42.99, 83-1/734.6, 83-2/160.64, 83-5/114.53, 92/140.78, 103/24.19)	
13 浅草	○	8	(永住所), (向柳原町一丁目), (新橋屋町), (千束町一丁目), (田中町), (玉姫町), (今戸町), (須賀町)	
14 本所	○	6	江東 (浅草區材木町48/779), 緑 (本所區綠町二丁目14, 23, 四丁目4/1219), 本所 (本所區綠町五丁目20, 府下渋谷町中渋谷365, 本所區南二葉町/875.18), 中和 (本所區清水町8/981.75), 茅場 (本所區茅場町三丁目, 菊川町一丁目4, 柳原町二丁目/1000), 外手 (浅草區三筋町, 本所區北新町86, 林町三丁目, 荒井町34/683)	
15 深川	○	6	深川 (東森下町61-1/900), 扇橋 (石島町62/900), 臨海 (黒江町4-8/934), 八名川 (八名川町40, 17-19/825), 東大工町小學校隣接地 (東大工町40/900), 東平井町小學校隣接地 (東平井町/900)	

公園課長 印 公園■長 印

案

公発第 号

年 月 日 助役

麴町、神田、日本橋、京橋、芝

赤坂、本郷、下谷、浅草、本所、 } 各区長宛

深川

焼失小學校隣接小公園ニ関スル件

目下市会ニ附議中ノ標記公園敷地ニ付参考ニ資シ度

■間適當ナル候補地有之■ハク左記事項至急■

報告■求、記此■照会■也

記

一 地籍、畧図竝所有者住所氏名

一 坪数、収用見込價格竝地上物件ノ現状

以上

この照会に対して、各区からの回答があがっている。  
記載内容を整理し、表-3に示した。

### 3. 各照会の意図と東京市稟請との関係

本章では、市から区への照会文面の分析から小公園計画の過程における各紹介の位置づけを考察する。

#### (1) 照会実施時期

T12.9.1、関東大震災が発生した。9.27には帝都復興院が設置され、以降個別計画を担当する各局の他、総裁や各局長官等からなる理事会、理事に加え幹部職員が参加したと考えられる幹部会で議論が行われた。10.19に幹部会は「市内数十ヶ所に小公園を新設する事に決定」<sup>注8)</sup>した。

11.1から9にかけて、各省庁との調整を行う参加会が開かれた。参加会には、職員の外に、各省次官、知事視聴、専門家が参加として参加しており、復興院による提出議案の詳細は分科会である第一～三小委員会で議論された。11.9に第二回参加会が開催され一通りの意見聴取と議論が各小委員会の決定要領や希望条件としてまとめられた。小公園については、第一小委員会が「学校敷地に付適當の位置を選定し實際の必要に応じ拡張を図り児童公園の用を兼ねしむること」という希望を出している<sup>注9)</sup>。

11.15から21にかけては評議会が行われた。評議会は復興院総裁の諮問機関であり、復興院の提出議案について、政界、実業界、学識者からなる評議員が専門的、技術的な審議を行った。11.15第一回評議会への提出議案では、小公園について「出来得る限り焼失区域内に於ける小学校を拡張し、児童公園の用を兼ねしめむとす」とされており<sup>注10)</sup>、11.21第二回評議会で承認された。

11.24-27で審議会が開催された。これは内閣総理大臣の諮問機関であり、委員は衆議院貴族院を代表する有力議員や財界の大御所などの閣外委員と閣僚からなる。ここでの提出議案には、「出来得る限り焼失地域内に於て復興を必要とする小学校の附近に児童遊園を設くるを得しむ」とし、これを地方自治体で執行することを記している<sup>注11)</sup>。

これらの審議を経て策定された予算案や法案は12.10から24にかけて行われた第47臨時議会で諮られた。

照会（1回目）は、第二回参加会翌日の11.10に判決、施行されている。その後、およそ評議会期間中の11.13-19、およそ第47議会の期間中の12.20、27、議会後のT13.1.10に各区から返答を得ている。

つまり照会（1回目）は、小公園の新設を念頭に置きつつ小学校校庭の拡張によりその機能を設けるというアイデアが参加会において持ち上がった直後に出されていることが分かる。参加会には東京市長が参加として参加しており<sup>注12)</sup>、そこで行われた小公園に関する議論を認識している。その後主に評議会期間中に複数の区からの回答を得た。

2.5に第1回特別都市計画委員会（現代における都市計画決定相当の議決を行う場）が開催された。特別都市計画委員会は、街路や運河といった事業ごとに議題が設定され、2.5第1回から28第2回にかけては街路と運河、3.14第3回から4.23第5回にかけては大公園、市場、土地区画整理、5.22第6回から6.27第7回にかけて小公園について議論された。関連する詳細議題については、特別委員会をたてて各回の間に議論されており、小公園については東京市小公園特別委員会が設置された。

2.6には、東京市会に復興予算が提出された。公園については焼失区域内の小学校50校への附設のための予算がつけられ、3.12には残余67校にも附設することを希望条件として可決している<sup>注13)</sup>、<sup>注14)</sup>。

3.24に東京市は「予め調査をなしたる」<sup>注15)</sup>小公園計画に関する稟請（以下「稟請（1回目）」とする。）を内務大臣に提出した。50公園のおよその位置や面積を申請した<sup>注16)</sup>。この稟請を4.26に協議会で復興局が審議し、追加、削除、変更の修正を行った<sup>注15)</sup>。東京市は、

この協議を受けてさらに修正を加え、5.9 に再度稟請（以下「稟請（2回目）」とする。）を提出した。52公園の名称、およその位置、面積を申請している<sup>注15</sup>。稟請（2回目）が復興局、特別都市計画委員会で認められ、変更なく告示案として結実した<sup>注15, 注17, 注18, 注19</sup>。

照会（2回目）は、2.15提案、2.18判決、施行されている。その後、概ね稟請（1回目）までの2.21-3.15、稟請に対する復興局協議会や第5回特別都市計画委員会までの3.31、4.11に各区から返答を得ている。

つまり照会（2回目）は、予算に関する審議が行われ、都市計画決定に向けた詳細計画策定に向けて動いていたと推察される時期に出されていることが分かる。さらに、各区からの回答の多くは稟請（1回目）前に得ている。稟請に向けてなんらかの調査を行っていた旨の記述からも、この照会（2回目）が稟請案策定に活用された事前調査であるとみられる。

## (2) 照会案文内容

照会（1回目）は、各区長宛であり、東京市15区全区に対して意見聴取をもとめている。その内容は、児童向けの小公園を設置するのに適当な土地を問うものであり、小学校との関係性をもつことを示していない。各候補地の所在、地目、坪数、所有、地形についての報告を求めている。

照会（2回目）は、東京市15区のうち焼失区域にあたる11区に対して意見聴取をもとめている。これは復興事業の事業範囲に対応するものである。照会内容は、焼失小学校隣接小公園についてと明記しており、市会で議論中の計画の参考にするために候補地を問うものである。候補地の地籍、略図、所有者の住所・氏名、坪数、収用見込価格、地上物件についての報告を求めている。これらの聴取項目は、照会（1回目）に比べてより具体的に敷地を特定するのに必要な情報である他、所有者からの買収を視野に入れた具体性の高いものである。また関連史料一式の中には、照会（2回目）以前の2.4に京橋区より東京市に提出された申請文書「公園新設申請之件」が含まれている。これによると、「先般区長會議ノ際佐々木學務課長ヨリ大正十二年度復興計劃事業トシテ小公園設置ノ都合ニ付小学校接続地ニ於テ直ニ着手シ得ラルハモノアラバ申出ラレ■肯ノ御説明ニ基キ」「小公園新設候補地申出ル」<sup>注20</sup>として2か所の候補地を挙げている。また本所区からの回答文書には、「十八日付公発第九二號ヲ以テ候補地選定方御照會有之本区ニ其数ハヶ所一ヶ所約九百坪ノ豫定ナル肯御内示相成候」<sup>注21</sup>や、「御内示ニ依ル本区内合計八ヶ所トスルトキハ」<sup>注22</sup>と

いう記述がみられる。これらの記述から、照会の内容については事前に各区に伝えられており、さらに候補地への要件もある程度市から提示されていたことが分かる。

これらの比較から、照会（1回目）はより広く要件を限定せずに計画実施の可能性のある東京市域全体への意見聴取を意図するものであった一方、照会（2回目）は帝都復興事業として実施する小公園計画を策定するための、要件を満たす具体的な候補地の抽出を意図するものである。

## (3) 照会回答内容

照会（1回目）では、8区が回答し、47箇所の候補地を提出した。この中には、寺社境内や墓地13箇所、練兵場などの官有地や植物園・公園や学校跡地あるいはその一部5箇所が含まれる。面積については、2000坪以上が11箇所、500坪以下が15箇所である。

照会（2回目）では、9区が回答を提出あるいは類似の申請を行っており、43箇所の候補地を提出した。

## (4) 各照会の位置づけ

ここまでの分析に基づき各照会の位置づけを考察する。

照会（1回目）は、小公園の設立の必要性は認識されていながらも、小学校校庭の拡張という代替手法が議題にあがったタイミングで実施されている。小学校との連動を要件とせず、候補地の基本的な情報のみを報告させている。計画最初期段階でのいわば予備調査の位置づけと考えられる。

照会（2回目）は、市会での予算決議が進む中、特別都市計画委員会に提出する計画の策定を進めていかねなければいけないというタイミングで行われている。当然、事業の要件として焼失小学校隣接が要件として記されているだけでなく、各区に求める箇所数と基準面積を事前に口頭で伝達した上で照会を行っている。報告事項についても、略図の添付や所有者や買収時の予定金額の算定まで求めており、より小公園建設に向け実務上必要となる具体的な情報を吸い上げることを目的としていると考えられる。この調査を行い、内務省への稟請のたたき台にする意図があったのであろう。

## 4. 各照会の回答と小公園計画位置との関係

各照会で挙げられた候補地を、記述や略図から位置復元した。その結果を告示時点での位置とみなすことができる「大東京三千分一地形図 区画整理明細地図」<sup>注3</sup>

での小公園位置記載と、換地位置決定図<sup>注4)注5)注6)注7)</sup>の小公園位置記載と比較した。復元したものの例を図-3に示す。復元に際して、筆レベルでの復元ができなかったものは町丁目レベルでの復元とした。

照会（1回目）の候補地では、位置近接という点において最終的な小公園計画の源流とみなすことのできるものは、新花園、元町公園、山伏公園、玉姫公園、業平公園、外手公園の6箇所であった。

照会（2回目）の候補地では、西小川公園、錦華公園、神田公園、（橋本公園<sup>注2)</sup>、芳林公園、常盤公園、久松公園、十思公園、日本橋公園、京橋公園、佃島公園、桜田公園、南桜公園、新花園、東盛公園、山伏公園、入谷公園、西町公園、石浜公園、小島公園、柳北公園、中和公園、業平公園、横川公園、江東公園、茅場公園、外手公園、永倉公園、八名川公園、森下公園、臨海公園、東陽公園、扇橋公園の33箇所であった。

## 5. 成果・課題

本稿では、公文書を用い、東京市における復興小公園計画過程の一部を実証的に明らかにした。特に、小公園位置の検討の過程で、少なくとも2回東京市から区への照会を行い候補地の聞き取りをした上で設置位置を選定していることを明らかにしたことが成果である。

今後の課題および展開として、各小公園の計画経緯を文字史料の記述から確認することなどが挙げられる。

### NOTES

注1) 東京都公文書館所蔵。東京市文書。簿冊『大正12年土地\*公園地（深川 緑町各所 雑） 冊の2』（分類番号：305.A3.13、マイクロ番号：市大 12-33（658-1000））集録。

注2) 東京都公文書館所蔵。東京市文書。簿冊『大正13年土地\*公園地（雑） 冊の2の1』（分類番号：305.D6.11、マイクロ番号：市大 13-70（6-465））集録。

注3) 東京大学工学部図書館所蔵。復興局土木部橋梁課（1924年）、「大東京三千分一地図 区画整理明細地図」、三千分一地形圖第貳拾七號六、明報堂。



図-3 計画位置の復元（例）

- 注4) 東京市役所 (1932年), 「帝都復興区画整理誌第三編 各説 第一巻」
- 注5) 東京市役所 (1932年), 「帝都復興区画整理誌第三編 各説 第二巻」
- 注6) 東京市役所 (1932年), 「帝都復興区画整理誌第三編 各説 第三巻」
- 注7) 東京市役所 (1932年), 「帝都復興区画整理誌第三編 各説 第四巻」
- 注8) 復興調査協会: 帝都復興史, 第1巻, pp.115-116, 1930.
- 注9) 復興事務局: 帝都復興事業誌 計画篇・監理篇・経理篇, pp.47-49, 1932.
- 注10) 復興事務局: 帝都復興事業誌 建築篇・公園篇, 公園篇, pp.13-17, 1931.
- 注11) 前掲注9), pp.139-151.
- 注12) 帝都復興院: 帝都復興院参与会速記録, 第一回, p.5, 第二回, p.2, 1923
- 注13) 復興調査協会: 帝都復興史, 第1巻, pp.339-340, 1930.
- 注14) 東京市役所: 東京震災録 後輯, p.1411, 1926.
- 注15) 前掲注10), 公園篇, pp.24-39.
- 注16) 50公園の一覧は省略されており, 詳細不明.
- 注17) 復興局: 特別都市計画委員会議事速記録第三号,

- pp.31-45, 1924.
- 注18) 前掲注9), p.372.
- 注19) 前掲注14), pp.1259-1260.
- 注20) 前掲注2), 「庶務第九五号 公園新設申請之件」
- 注21) 前掲注2), 「庶務第一三四號 焼失小学校隣接小公園ニ関スル件ニ付照會」
- 注22) 前掲注2), 「庶務第九七八號 焼失小学校隣接小公園ニ関スル件」
- 注23) 告示案には含まれるが最終的には廃止となった.

## REFERENCES

- 1) 中川恵, 中井祐: 土地区画整理事業との関連からみた帝都復興小公園計画の成立経緯と史的意義, 土木学会論文集 D2 (土木史), Vol.76No.1, pp.71-82, 2020. [Nakagawa, K. and Yu, N.: THE PROCESS AND THE BACKGROUND, AND HISTORICAL SIGNIFICANCE OF PLANNING SMALL URBAN PARKS IN TOKYO RECONSTRUCTION PROJECT AFTER THE GREAT KANTO EARTHQUAKE FROM THE VIEWPOINT OF THE RELATION TO THE LAND READJUSTMENT, Journal of Japan Society of Civil Engineers, Ser. D2 (Historical Studies in Civil Engineering), Vol.76 No.1, pp.71-82, 2020.]

## THE PLANNING PROCESS OF THE SMALL URBAN PARKS IN TOKYO RECONSTRUCTION PROJECT AFTER THE GREAT KANTO EARTHQUAKE -FOCUSING ON INQUIRIES FROM TOKYO CITY-

Kei NAKAGAWA, and Yu NAKAI

This study empirically clarifies some of the previously unknown details of the planning process for small parks in the reconstruction project of the Imperial Capital after the Great Kanto Earthquake, especially the specific planning process by the City of Tokyo, using official documents. The study clarifies the method and content of the specific research conducted by the City of Tokyo in formulating the plan, based on two written inquiries issued by the City of Tokyo to each ward, and suggests that the results of this research led to a partial public notice draft.